1 出席議員及び欠席議員

出席議員(12名)

| 1 | 番 | 江 | 上 | 聖 | 司 | 君 | 2 | 番 | 中 | 村 | υZ | ニみ | 君 |
|----|---|---|---|---|---|---|----|---|---|---|----|----|---|
| 3 | 番 | 安 | 田 | | 功 | 君 | 4 | 番 | 角 | 田 | | 寛 | 君 |
| 5 | 番 | 藤 | 墳 | | 理 | 君 | 6 | 番 | 富 | 田 | 栄 | 次 | 君 |
| 7 | 番 | 吉 | 野 | | 誠 | 君 | 8 | 番 | 木 | 村 | 千 | 秋 | 君 |
| 9 | 番 | 栗 | 田 | 利 | 朗 | 君 | 10 | 番 | 広 | 瀬 | 文 | 典 | 君 |
| 11 | 番 | 丹 | 羽 | 豊 | 次 | 君 | 12 | 番 | 小 | 林 | 敏 | 美 | 君 |
| 13 | 番 | | | | | | | | | | | | |

欠席議員(なし)

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

| 町 長 | 中川 | 満 | 也 | 君 | 副町長 | 若 | Щ | 隆 | 史 | 君 |
|------------------------|-----|---|---|---|--------|----|---|---|---|---|
| 総務課長 | 永 澤 | 幸 | 男 | 君 | 企画調整課長 | 早 | 野 | 博 | 文 | 君 |
| 税 務 課 収 納 対 策 室 係 長 | 安江 | 良 | 貴 | 君 | 健康福祉課長 | 中 | 島 | 健 | 司 | 君 |
| 住 民 課 長 | 片 岡 | 兼 | 男 | 君 | 建設課長 | 澤 | 島 | 精 | 次 | 君 |
| 産業課長 | 栗本 | 純 | 治 | 君 | 上下水道課長 | 髙 | 木 | _ | 幸 | 君 |
| 会計管理者兼 会 計 課 長 | 橋本 | 芳 | 朗 | 君 | 消防主任 | 小 | 谷 | 好 | 廣 | 君 |
| 教育委員長 | 宇都宮 | 精 | 秀 | 君 | 教 育 長 | 渡 | 辺 | 眞 | 悟 | 君 |
| 学校教育課長 | 桐 山 | 浩 | 治 | 君 | 生涯学習課長 | ተተ | 中 | 敏 | 明 | 君 |

3 職務のため出席した事務局職員

| 事 務 局 | 長 | 木 下 誠 | 司 | 書 | 記 | 青木隆一 |
|-------|---|-------|---|---|---|------|
| 書 | 記 | 喜多村 裕 | 子 | | | |

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第73号 垂井町斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議第74号 垂井町町営住宅条例の一部改正について

議第75号 垂井町小学校及び中学校の設置等に関する条例等の一部改正について

議第76号 平成25年度垂井町一般会計補正予算(第4号)

議第77号 平成25年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議第78号 平成25年度不破郡介護認定審査会特別会計補正予算(第1号) 議第79号 平成25年度垂井町介護保険特別会計補正予算(第1号)

日程第3 不破消防組合議会議員の補欠選挙

5 本日の会議に付した事件 議事日程のとおり

午前9時00分 開会

議長(栗田利朗君) これより平成25年第6回垂井町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議 を開きます。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から13日までの10日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、会期は10日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしましたとおりでありますので、御了承願います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第106条の規定により、11番 丹羽豊次君、12番 小 林敏美君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事 日程に入ります。

日程第1 諸般の報告

議長(栗田利朗君) 日程第1、諸般の報告を行います。

初めに、閉会中に総務産業建設委員会が開かれ、委員長に小林敏美君が互選されましたので、御報告いたしておきます。

続いて、議会運営委員に欠員が生じていたため、垂井町議会委員会条例第6条第4項ただし書きの規定に基づき、10月16日付をもって、議長において江上聖司君を指名いたしましたので、御報告いたしておきます。

このほか、閉会中に要望書5件、教育委員会からの報告が1件、監査委員からの検査結果の報告が2件、監査結果の報告が1件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

日程第2 議第73号 垂井町斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議第74号 垂井町町営住宅条例の一部改正について

議第75号 垂井町小学校及び中学校の設置等に関する条例等の一部改正について

議第76号 平成25年度垂井町一般会計補正予算(第4号)

議第77号 平成25年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議第78号 平成25年度不破郡介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)

議第79号 平成25年度垂井町介護保険特別会計補正予算(第1号)

議長(栗田利朗君) 日程第2、議第73号 垂井町斎場の設置及び管理に関する条例の一部改

正についてから議第79号 平成25年度垂井町介護保険特別会計補正予算(第1号)までを一括 議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長(中川満也君) おはようございます。

それでは、議第73号から議第79号まで一括して提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第73号 垂井町斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律が公布され、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%に引き上げられることに伴う改正に加え、町内居住者の範囲の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

議第74号 垂井町町営住宅条例の一部改正につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正により、入居者資格を緩和する改正に加え、議第73号と同じく、消費税率の引き上げに伴う所要の改正を行うものであります。

議第75号 垂井町小学校及び中学校の設置等に関する条例等の一部改正につきましては、前述の消費税率の引き上げに伴い、垂井町小学校及び中学校の設置等に関する条例ほか23の条例について、所要の改正を行うものであります。

議第76号 平成25年度垂井町一般会計補正予算(第4号)につきまして、今回の補正は7,166万1,000円を追加し、予算総額を82億1,415万6,000円とするものであります。

補正いたしますものは、民生費では他会計繰出金の減額措置をし、障害者自立支援医療費助成事業、障害福祉サービス費給付事業、養育医療費助成事業に係ります扶助費等を増額するほか、子ども・子育て支援新制度の管理システム構築に係ります委託料、保育園・こども園に係ります光熱水費、私立保育所運営費負担金の増額措置をいたしました。

衛生費では、保健センターに係ります臨時職員の賃金等とクリーンセンターの光熱水費の増額措置をいたしました。

農林水産業費では、町単土地改良事業補助金と環境保全活動支援に係ります交付金の増額措置をいたしました。

商工費では、住宅用太陽光発電システム設置費補助金と西美濃広域観光推進協議会負担金の 増額措置をいたしました。

土木費では、街路樹剪定に係ります委託料と町営住宅移転補償に係ります補償、補填及び賠 償金の増額措置をいたしました。

教育費では、中学校の備品購入費と文化財保存修理事業補助金、さらに給食センターに係ります修繕料等、需用費の増額措置を行いました。

財源につきましては、国県支出金、寄附金、繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

続きまして、議第77号 平成25年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、今回の補正は3,758万6,000円を追加し、予算総額を31億272万7,000円とするものであります。

補正いたしますものは、総務費では、保険基盤安定負担金申請用データ等システム改修に係る委託料の増額措置をいたしました。

保険給付費では、レセプト電算処理システム手数料と審査支払手数料に係る役務費の増額措置をいたしました。

また、諸支出金では、過年度の国県支出金返還金の増額措置をいたしました。

財源につきましては、繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

議第78号 平成25年度不破郡介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)につきましては、 今回の補正は393万2,000円を減額し、予算総額を1,006万8,000円とするものであります。

補正いたしますものは、認定審査費におきまして、職員の人事異動に伴う人件費の減額措置 をいたしました。財源につきましては、関ケ原町からの認定審査費負担金と一般会計繰入金、 繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

議第79号 平成25年度垂井町介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、今回の補正は762万6,000円を減額し、予算総額を18億8,237万4,000円とするものであります。

補正いたしますものは、総務費におきまして、職員の人事異動に伴う人件費の減額措置を行いました。財源につきましては、一般会計繰入金の減額により収支の均衡を図った次第であります。

細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛 同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(栗田利朗君) 住民課長 片岡兼男君。

〔住民課長 片岡兼男君登壇〕

住民課長(片岡兼男君) おはようございます。

それでは、議第73号 垂井町斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、私のほうから補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、消費税法の一部改正に伴いまして、来年4月1日から消費税の税率が8%に引き上げられることになりましたので、斎場の火葬炉使用料の一部改正を、また最近の家族構成の変化や生活様式の多様化にあわせまして町内居住者などの定義を明確にするため、所要の一部改正をお願いするものでございます。

それでは条文に入らせていただきますが、新旧対照表の1ページからもごらんいただきたいと存じます。

改正は、第4条の使用許可等におけます第2項の使用料の表でございますが、初めに、今ま

では火葬炉使用料と施設使用料を別の表としていたものを、今回、備考欄に共通の項目を加えておりますので、1つの表にすることといたしました。

次に、使用料の改正でございますが、消費税の税率引き上げに伴いまして、火葬炉使用料のうち、身体の一部と汚物とへい獣につきまして、町内居住者はそれぞれ5,400円、3,240円、3,240円に、町外居住者はそれぞれ2万7,000円、5,400円、5,400円に改めるものでございます。ほかの使用料でございますが、火葬炉使用料の一部は非課税項目でございます。また、施設使用料は、昨年度の斎場の改修に伴いまして、消費税を含む使用料として改正をさせていただいたところでございますので、今回は据え置きといたしました。

続きまして、表内の備考欄でございますが、独居世帯とか施設へ入所など、最近の家族構成の変化や生活様式の多様化などにあわせまして、今まで斎場の利用における町内居住者の定義が不明確であったものを、改正後は、備考の1で、死亡者や使用者など「町内居住者」とは、本町の住民基本台帳に記録されている者と明確にする文言を加えるものでございます。

次に、備考2では、町外居住者について明確にしております。

なお、町外の介護施設などに入所され、町外に住所が置かれている方につきまして、今までは町外居住者として取り扱っておりましたが、改正後は同様の方でも、垂井町の介護保険被保険者の方につきましては町内居住者とみなすこととするものでございます。

また、改正後の備考の3と4につきましては、改正前の備考1と2に相当する条文でございますが、説明する文言の一部を改めてはおりますが、内容は変わっておりません。

改正の内容は以上でございますが、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から 施行することとしております。

以上、議第73号 垂井町斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正についての補足説明と させていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長(栗田利朗君) 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

建設課長(澤島精次君) 私からは、議第74号 垂井町町営住宅条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

新旧対照表は2ページからでございますので、あわせてごらんください。

今回の改正理由は2点ございまして、1点目は、配偶者暴力防止法の改正に伴い、町営住宅への優先入居の要件を整理するもの、2点目が、消費税法改正に伴い、町営住宅駐車場の使用料を増額するものでございます。

まず改正の1点目でございます。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律が本年7月3日に公布され、26年1月3日に施行されることになりました。これに伴い、この法律の適用対象が拡大され、配偶者、事実婚を含む配偶者だけでなく、生活の本拠をともにする交際をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について、この法律を適用することとなりました。

D V被害者については、居住の安定を図り、その自立を支援するために公営住宅の優先入居の取り扱いを行うことが可能であり、当町でも従前から町営住宅条例第5条第2項において、入居資格要件を緩和する措置をとっております。その緩和措置対象として、第1号から8号まで、高齢者、障害者、戦傷病者という順に対象者を掲げており、今回改正する第8号がDV被害者の規定でございます。

それでは、改正規定について説明をさせていただきます。

第5条第2項第8号中、引用しております法律名の変更に対応して、文言を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」 「等」が加わったわけですが に改めます。

次に、適用対象の拡大に対応するため、「又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者」を加えます。同様に、同号ア、さらに同号イにおいても、適用対象の拡大に対応する変更を加えるものでございます。

次に、改正の2点目でございます。

平成24年8月に、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、消費税率が26年4月1日から税率8%に引き上げられることになりました。町営住宅駐車場使用料につきましては、町営住宅条例第35条1項で「1,570円」と規定しております。これは、もともと1,500円に消費税率の1.05を掛けて1,575円の10円未満を切り捨ててこの金額になっておるわけですが、これを消費税8%に算出した「1,620円」と改めるものでございます。

なお、住宅家賃については非課税取引に当たりますので、変更はございません。

附則といたしまして、この条例の第5条第2項第8号の入居資格の改正規定は平成26年1月3日から、第35条第1項の駐車場使用料の改正規定は26年4月1日から施行させていただくものでございます。

以上、垂井町町営住宅条例の一部改正について、補足説明をさせていただきました。よろし く御審議を賜りますようお願いいたします。

議長(栗田利朗君) 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長(永澤幸男君) それでは、私のほうからは、議第75号 垂井町小学校及び中学校の 設置等に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

さきに町長の提案説明にもございましたが、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の 税率が5%から8%に引き上げられることに伴いまして、今回上程させていただきますそれぞ れの条例において規定をしております使用料、占用料等の額及びそれぞれの額を算出する場合 の消費税率等の税率の改正を行うものでございます。

それでは早速、それぞれ改正条例の細部にわたって説明をさせていただきますが、説明に際 しましては、細部にわたりまして、それぞれ改められます額等につきましては、別添でお配り してございます条例の新旧対照表をあわせてごらんになっていただきたいと存じます。非常に 細かい部分までの改正でございまして、それぞれの額につきましては、ある部分割愛をさせて いただきますので、よろしく御承知おき願いまして、新旧対照表のほうを十分ごらんいただき たいと存じます。

それでは第1条でございますが、垂井町小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部改正 でございます。

第2条におきましては、使用料の規定を設けております。垂井町小学校・中学校の設置に関する条例の中で、なぜ使用料かということでございますが、学校教育ではない事業に活用した場合、体育館、あるいはグラウンド、主に社会体育、あるいは社会教育で使っておるところでございますが、そういった場合にも、本来は使用料を徴収する規定になっております。そういったことで、別表中の使用料の額をごらんのように改めるものでございます。

次に第2条でございますが、垂井町水道事業給水条例の一部改正でございます。

第4条の2でございますが、こちらは給水加入金の規定を上げておる部分でございまして、 表中につきましては、それぞれ口径別の加入金の額をあらわしておりまして、こちらの口径別 の給水加入金につきまして、新旧対照表のようにそれぞれ額を改めるものでございます。

次に第22条でございますが、こちらは水道料金を算定する場合の基本料金、それと超過料金の規定を設けておるところでございまして、それぞれ額を算定するに当たりまして、従来の「100分の105」から「100分の108」に改めるものでございます。

次に第3条でございます。垂井町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

もとより、それぞれ公民館は社会教育法、あるいは公民館法によって設置がされておりますが、特に今回、条例第5条におきましては、使用料の徴収規定を設けております。しかしながら、この使用料の徴収できる範囲につきましては、社会教育法の第20条に定めております公民館の設置目的以外に公民館を使用した場合のみ使用料を徴収する旨の規定が公民館の条例の第5条に規定されておるわけでございますが、そういった場合にのみ、それぞれ使用料を徴収するわけでございますが、別表で、会議室、和室、実習室、研修室等、それぞれ公民館によっては名称が違うわけでございますが、それぞれ定められております使用料等につきまして、別表のとおりに改めるものでございます。このあたりにつきましては、条例の新旧対照表を十分ごらんになっていただきたいと存じます。

次に第4条でございますが、垂井町都市公園条例の一部を改正する規定でございますが、垂井町の都市公園条例第11条でございます。こちらには、どういった場合に徴収するかという規定が掲げられております。都市公園法第5条及び第6条の規定に基づきまして、それぞれ都市公園の管理者以外の者が公園施設を設ける場合、あるいは公園施設以外の工作物、その他の物件を設けて、都市公園の占用との許可を受けた場合に使用料の納付を義務づけておるものでございます。

別表第 2 にそれぞれの額につきまして掲載しております。改正部分につきましてはアンダー ラインを引いておりますが、こういった部分の改正でございます。

それから、中段のただし書きの規定でございますが、端数処理の関係でございますが、「10 円未満」とあるものを「1円未満」に読みかえるという規定をこの別表中に追加したものでございます。

次に第5条でございますが、垂井町体育施設設置及び管理に関する条例の一部改正でございますが、こちらの条例で管理しております体育施設につきましては、御存じのように垂井町北柔剣道場でございます。垂井町の北中学校の北側に併設されております柔剣道場でございます。それと、垂井町の南体育館、それと垂井町の大石にございます垂井町北部グラウンドでございますが、条例の8条におきまして、使用料について規定をいたしておるところでございます。1日当たりの使用料を規定しておるところでございまして、それぞれの額を今回の消費税率の改正に伴いまして改めるものでございます。

次に第6条、垂井町朝倉運動公園諸施設の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

こちらにつきましては、第10条におきまして、使用料の規定を別表に定めるという旨の規定 を設けておるところでございます。

別表アにつきましては朝倉運動公園野球場の使用料を、別表ウにつきましては朝倉運動公園町民体育館の使用料を、別表エにつきましては朝倉運動公園体育センター、いわゆる管理事務所がある部分でございます。別表オにつきましては朝倉運動公園第1テニスコートの使用料、これは朝倉体育館の東側にございますコートでございます。それと、別表力でございますが、朝倉運動公園第2テニスコートでございまして、今年度、オムニコートへ改修する部分でございます。それと、別表キにつきましては朝倉運動公園の第3テニスコートでございます。現在、オムニコートになっておる部分でございます。別表クでございますが朝倉運動公園多目的グラウンドの使用料でございます。別表ケにつきましては朝倉運動公園のスポーツグラウンド、従来ソフトボールが盛んに行われておったところでございます。わいわい広場の北側の部分ですね、そちらのグラウンド。それから、別表クにつきましては表であらわしておりますけれども、朝倉運動公園のセミナーハウスにつきまして、それぞれ使用料を別表のように改めるものでございます。なお、別表アにつきましては備考欄中、朝倉運動公園野球場の照明設備につきまして定めておるところでございまして、そちらの部分につきましても、今回の改正によりまして改めるものでございます。

次に第7条、垂井町農村婦人の家設置及び管理に関する条例及び第8条の垂井町林業センター設置及び管理に関する条例につきましては、該当する条文によりまして使用料の規定を設けております。各部屋ごとの使用料を明記しておるわけでございますが、今回の改正にあわせまして、それぞれ新旧対照表のように使用料を改正させていただくものでございます。

次に第9条でございますが、垂井町文化会館の設置及び管理に関する条例でございます。こ

の改正につきましては、条例第9条で使用料の規定を設けておりまして、別表中にそれぞれ使用区分ごとの施設の名称が掲げられておりますが、そちらの表全てにつきまして改正を行うものでございます。

なお、同表備考欄中につきましては冷暖房設備の使用料の規定が設けられておりまして、そ ちらの使用料につきましても、今回の改正について改めるものでございます。

また、別表第2につきましては、条例第15条におきまして附属施設の使用料、それから保証金の規定を定めておるものでございます。軽食喫茶室及び売店、それから自動販売機設置の使用料を定めておるものでございますが、こちらにつきましても、ごらんのように消費税等改正にあわせまして改正するものでございますが、保証金につきましては、今回改正は行われておりません。

次に第10条でございますが、垂井町転作研修所等の設置及び管理に関する条例、並びに次の 第11条、垂井町コミュニティ・センター設置及び管理に関する条例でございますが、こちらに つきましても、新旧対照表でごらんになっていただくとおわかりになると思いますけど、別表 中におきまして各部屋ごとの使用料を定めております。それぞれ使用料につきまして改めるも のでございます。

次に、第12条の垂井町勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例でございます。

こちらの条例につきましては、11条で使用料の規定を設けておりますが、こちらの使用料に つきましても勤労者でない者の場合にのみ使用料を徴収する規定になっておりまして、別表中、 各部屋ごとの使用料を今回の消費税率の改正に伴いまして、それぞれ改正をさせていただくも のでございます。

次に第13条でございますが、垂井町行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部改正でございます。

第2条第1項につきまして改めさせていただきますが、地方自治法第238条の4、従来第4項で規定をしておりました目的外使用の徴収でございますが、これが第4項から第7項に引き上げられまして、その改正に伴いまして改正をさせていただくものでございます。

それと、表の改正でございますが、表の中に新たに種別という項目をつけ加えさせていただきまして、種別1につきましては土地を、また種別2につきましては建物、また3といたしまして、1及び2に掲げる以外のものというふうに区分をさせていただいたものでございます。従来、建物につきましては課税対象であったわけでございまして、それぞれ消費税の引き上げにより今回も改正をさせていただくものでございますが、従来から土地につきましては非課税でございまして、今回、表の中は改正がなされておりません。しかしながら、消費税法、それから消費税法施行令によりまして、土地の貸し付けが1カ月に満たない場合につきましては、今申し上げました消費税法、それから消費税法施行令によりまして課税対象であったわけでございます。それは、従来からその法令等に基づきまして運用してきたものでございますが、そちらの部分につきまして明確にするために、法令とあわせて、このただし書き以下に追加した

ものでございます。こちらにつきましては、また後ほどいろいろ占用料の規定でまた出てまいります。御承知おき願いたいと存じます。

続きまして第14条でございますが、垂井町道路占用料の徴収条例でございます。

こちらにつきましても、土地につきましては先ほど申しましたように、貸し付けの場合、占用される場合、非課税扱いでございまして、従来から課税をなされておりませんでした。そういったことから、今回、先ほども申しましたように、第2項といたしまして1カ月に満たない期間の占用料につきましては課税対象であるといったことから、1.08を乗じて得た額を占用料として徴収する旨の規定を新たに加えるものでございます。そういったことから、条文のそれぞれ整理を図ったものでございますし、別表、備考欄につきましては面積、長さの端数処理を、また備考5につきましては期間の端数処理の規定を新たにつけ加えるものでございます。

次に第15条でございますが、垂井町コミュニティ・防災センターの設置及び管理に関する条例でございます。

こちらにつきましても、条例の第8条で使用料等の規定が設けられておりまして、その規定の中に出てまいります別表中のそれぞれ使用料を改正するものでございます。

次に第16条でございますが、垂井町福祉会館の設置及び管理に関する条例でございます。こちらにつきましては、条例の第7条で使用料の規定が設けられておりまして、社会福祉に関する団体及びクラブ以外、いわゆる社会福祉関係のクラブ以外の使用に関して、使用料の徴収規定を設けておるわけでございます。そちらの使用に関して、それぞれ今回の税率にあわせまして改正を行うものでございます。

次に、第17条でございますが、垂井町簡易水道給水条例の一部改正、並びに第18条の垂井町 農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例でございますが、それぞれ条文中におきま して使用料の算定の根拠となる条文がございます。そちらに掲げてございます額の算定に用い る率でございますが、「100分の105」を「100分の108」に改めるものでございます。

次に第19条でございますが、垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例でございます。

こちらにつきましては、第8条で一般廃棄物の処理手数料を規定しているところでございまして、今回は垂井町葉生の埋立処分場の手数料について改正を行うものでございます。別表第1中に掲げてございます使用料につきまして、改正を行うものでございます。

次に第20条でございますが、垂井駅周辺施設の設置及び管理に関する条例の改正でございます。

こちらにつきましては、第6条におきまして占用料の徴収についての規定がなされておるところでございます。この占用料につきましては、先ほども御説明いたしました垂井町道路占用料徴収条例、別表の占用料の欄に定める金額をもとに算出して占用料を徴収しておるところでございます。今回、第3項といたしまして、先ほど来から申し上げておりますように、1カ月未満の占用につきましては課税扱いとなることから、それぞれ算定した額に100分の108を乗じて得た額を占用料として徴収する旨の規定を新たに加えるものでございます。

また、4項といたしましては、その額が100円に満たない場合におきましては100円とすると、 端数処理の規定を設けたものでございます。

次に第21条でございますが、垂井町下水道条例の一部改正でございます。

第36条中第 1 項につきまして、「 5 パーセント」と記載のあるものを「 8 パーセント」と改めるものでございます。

次に第22条でございますが、垂井町法定外公共物管理条例の一部改正でございますが、こちらにつきましては、第17条第2項でございますが、こちらは先ほども御説明いたしました消費税法、あるいは消費税法施行令の規定によりまして、占用の期間が1カ月に満たない場合の土地の占用料の額を算出する場合の率を既に考えておるわけでございまして、その率につきまして「1.05」から「1.08」に改めるものでございます。

次に、第3項といたしましては、その占用料が100円に満たない場合におきましては、100円とする旨の規定を新たにつけ加えるものでございます。

また、別表第2中でございますが、こちらにつきましては産出物の採取料金表でございます。 こちらにつきましても、それぞれの料金を今回の改正にあわせまして改めるものでございます。 次に第23条でございますが、垂井町生きがいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改 正でございます。

条例第8条におきまして、利用料についての規定があるわけでございますが、1時間当たりの利用料を「300円」から「310円」に改めるものでございます。

次に第24条でございますが、垂井町エコパークの設置及び管理に関する条例第16条でそれぞれ使用料が規定されております。別表中の額につきまして、それぞれ改めるものでございます。次に附則でございますが、第1項で、この条例につきましては平成26年の4月1日から施行するものでございます。

次に、第2項から第5項までの規定でございます。垂井町水道事業給水の料金、垂井町簡易水道給水料金、それから垂井町農業集落排水処理施設の使用料、並びに垂井町下水道の使用料について附則としてつけ加えるものでございますが、内容等につきましては、こちらは経過措置といたしまして平成26年の3月から平成26年の4月と、月をまたいだ中で使用料が確定する場合が出てまいります。そういったものにつきましては、平成26年の4月30日までの間は従来として計算するという規定を経過措置として加えるものでございます。

以上、議第75号 垂井町小学校及び中学校の設置等に関する条例等の一部改正する条例の補 足説明をさせていただきました。細部にわたるところもございまして、はしょって説明をさせ ていただきましたが、よろしく御理解いただきたいと存じます。

続きまして、議第76号 平成25年度垂井町一般会計補正予算(第4号)につきまして、補足 説明をさせていただきます。

町長の提案説明にございましたが、今回の補正予算につきましては、第 1 条で掲げてございますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,166万1,000円を追加させていただきま

して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億1,415万6,000円といたすところでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補 正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとしておりますので、こ ちらにつきましては、お目通しをいただきたいと存じます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりまして、細部にわたりまして説明をさせていただきますが、歳出、 7ページから説明をさせていただきます。

款3民生費、項1社会福祉費、目10介護福祉費でございます。節28の繰出金でございますが、こちらにつきましては、特別会計における人事異動に伴います関係で、人件費が不用になることが予想されました。そういったことから介護認定審査会特別会計の繰出金、これは関ケ原町と共同設置をしている部分でございまして、関ケ原町と協議をしなければならない部分もございますが、そちらにつきましては326万4,000円の減額を、また垂井町の介護保険特別会計につきましては762万6,000円の減額を行うものでございますが、節28の繰出金といたしまして、合わせまして1,089万円の減額をお願いするものでございます。

次に、目11の障害者福祉費、節20の扶助費でございますが、1項目の自立支援医療費助成事業で473万7,000円の増額を行うものでございます。主な内容につきましては、生活保護受給者の方で、人工透析されておる方が増員となったことから増額するものでございます。それと、2番目の障害福祉サービス費給付事業でございますが、こちらにつきましては、やはリニーズが非常に高くございまして、年々増加傾向にございます。平成24年度の上半期の実績をもとに今後の予測をさせていただいたものでございますが、見込み額を2億7,756万円とさせていただきまして、既決額2億4,995万円に対し2,761万円の増額の補正を行うものでございます。合わせまして、節20の扶助費といたしましては3,234万7,000円の増額の補正をお願いするところでございます。

次に、同じく款3民生費、項2児童福祉費、目1の児童福祉総務費でございます。節13の委託料でございますが、1,360万8,000円の新たな増額補正を行うものでございます。平成27年4月からの子ども・子育て支援に係ります新制度の業務を円滑に行うための電子システム構築するための予算でございます。こちらにつきましては、後ほども御説明させていただきますが、いわゆる国からの支出金でございますが、県を経由してまいりますが、そちらを100%財源として事業を行うものでございます。次に、節20の扶助費でございますが、養育医療費助成事業でございます。こちらは今年度から新たに取り組んでおるものでございまして、県からの移譲事務でございます。内容につきましては、2,000グラム以下の未熟児のお子さんでございますが、その方に要した医療費の助成の部分でございます。今回、新たに28万円の増額の補正を行うものでございます。次に、節23の償還金、利子及び割引料でございますが、1万3,000円の増額でございます。こちらにつきましては、平成24年度分の子ども手当交付金の国費の精算に伴うものでございます。

次に、目2の児童福祉施設費、節11需用費、光熱水費でございますが、こちらにつきましては214万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。今年度、特に電気料金等の若干の値上げ等もございました。特に北保育園から東こども園になりました関係で、東こども園につきまして実績がなく、電気料金の高騰といったこともございまして、そちらが主な要因で不足する事態となりましたので、新たに増額の補正をお願いするものでございます。次に、節19の負担金、補助及び交付金でございますが、1,854万4,000円の増額の補正でございます。私立保育所の運営負担金でございます。特に入所者の中でも、ゼロ歳児の方の入所増加によるものでございます。

続きまして、款4の衛生費、項1保健衛生費、目6の保健センター費、節の4共済費でございますが、こちらにつきましては臨時職員の共済費として、社会保険料が29万8,000円、それから労働保険料が1,000円と合わせまして29万9,000円の増額の補正を行うものでございます。節7の賃金につきましては153万7,000円の増額の補正を行うものでございますが、こちらの理由につきましては、正職の保健師でございますが、産休に伴いまして、その保健師の代替につきまして臨時の保健師を急遽当て込んだわけでございまして、そちらの臨時の保健師に要します共済費、それから賃金でございます。それから次に、節23の償還金、利子及び割引料でございますが、15万3,000円の増額の補正をお願いするところでございます。こちらにつきましては、がん検診推進事業、平成24年度分の精算により返還するものでございます。

続きまして、款4衛生費、項2清掃費、目2のクリーンセンター費でございます。節11の需用費で158万6,000円の増額の補正をお願いするところでございますが、こちらにつきましては、電気料金の不足等によるもので、光熱水費に不足が生じる見通しとなったということでございます。そういったことで増額するものでございます。

続きまして、款6農林水産業費、項1農業費、目7農地費、節19の負担金、補助及び交付金でございますが、173万9,000円の増額の補正を行うものでございます。内容につきましては、町単土地改良事業への補助金でございますが、今回夏場の台風、あるいは大雨によりまして、用排水路に土砂が多量に流入した箇所がございます。そういった土砂の撤去作業を行う目的が主な理由でございます。また、農地・水保全管理支払交付金につきまして127万7,000円の増額でございます。こちらにつきましては、夏場の渇水によりまして西濃用水のポンプの稼働日数が例年に比べ多かったわけでございますが、そういったことで電気料金が主に不足する事態となったものでございます。なお、もとに戻りますが、県単土地改良事業の補助金につきましては46万2,000円でございまして、農地・水保全管理支払交付金と合わせまして173万9,000円の増額補正をお願いするところでございます。

次に、款7の商工費、項1商工費、目2の商工振興費でございます。節19の負担金、補助及び交付金、新たに250万円の追加をお願いするところでございます。理由といたしましては、住宅用太陽光発電システムの設置費補助金の増額でございます。当初、申請件数が大幅に増加する見込みとなったことから、増額の補正をお願いするものでございます。

次に、目3の観光費、節19の負担金、補助及び交付金でございます。西美濃地域のほうで広域で観光推進協議会を設けております。こちらの組織でもって2月に実施されます、最近の台湾、あるいは韓国のほうからの観光客がふえてまいりまして、そういった観光客の誘致、台湾へ観光PRの事業に参加する負担金でございます。15万円を新たに増額補正するものでございます。

続きまして、款8土木費、項2道路橋りょう費、目2の道路維持費でございますが、節13の 委託料として56万4,000円を増額するわけでございますが、主な理由といたしましては、府中 地内の都市計画街路の樹木でございますが、御存じのように非常に立ちが高くなってまいりま して、今回8月、9月の台風の折にも若干倒木したところもございます。そういったことから 危険が伴うといったことで樹木を剪定させていただくものでございます。

次に、同じく款8土木費、項5住宅費、目1の住宅管理費でございます。節22の補償、補填及び賠償金でございますが、町営住宅の移転補償金でございます。町営住宅の老朽化によりまして、他の町営住宅に移転していただくものでございまして、その補償金といたしまして42万2,000円を新たに補正を組むものでございます。

次に、款10教育費、項3中学校費、目1の学校管理費でございます。節18で備品購入費、こちらにつきましては新たに100万円。

次に目2の教育振興費、節18の備品購入費につきましては、義務教育教材費で新たに200万の増額の補正を行うものでございますが、財源の内訳の中にも記載してございますように、寄附行為により予算化するものでございますが、大変残念なことでございましたが、今年、北中学校の現職の教員の方がお亡くなりになりまして、その方の遺族の意志によりまして、北中学校の備品にぜひ活用していただきたいということで、後ほども歳入でも説明させていただきますけれども、寄附がございました。それを財源として購入させていただく予定をするものでございます。

次に、款10教育費、項5社会教育費、目4の文化財保護費でございますが、節19の負担金、補助及び交付金でございます。新たに120万円の補助金、こちらは文化財保存修理事業補助金として追加でお願いするものでございます。重要文化財でもございます南宮神社摂社樹下神社本殿と、それから摂社隼人神社の本殿でございますが、今年、倒木によりまして屋根を破損したものでございまして、その修理に係ります費用に対する補助金でございまして、今のところ予定されております総工費は1,200万円ほどでございまして、国が50%、県4%、町が10%という形で、それぞれ事業負担する予定をしておるものでございます。

次に、同じく款10教育費、項6の保健体育費、目3の給食センター費でございますが、需用費といたしまして246万7,000円の補正を行うものでございますが、燃料費でございますが、ボイラーのA重油、それから給食運搬車の軽油、あるいは調理用ガスこんろのLPガス等の費用でございますが、こちらに不足が生じる事態となりまして7万円、また光熱水費につきましては、電気料、水道料金の不足分でございますが、合計で29万7,000円の増額補正を。また、修

繕料でございますが、新たに210万円を追加させていただくものでございますが、御存じのように、昨今給食の中への細かな昆虫ですとか、その理由が昨今ちょっと取り上げられるようになりました。そういったことで、現在網戸の目、それを細かいものに改修をしていこうとするものでございまして、新たに210万円を追加するものでございます。

続きまして、歳入の説明に入らせていただきます。

5ページをごらんいただきたいと存じます。

款13の国庫支出金、項1国庫負担金、目2の民生費国庫負担金でございます。節1で児童福祉費国庫負担金でございますが、763万1,000円を新たに追加するものでございますが、こちらにつきましては、保育所運営費負担金に係る部分でございます。次に、節9の障害者介護給付費等の負担金でございます。介護給付費といたしまして1,498万7,000円の増額の補正をするものでございますが、こちらの計算につきましては、介護給付費総額から補助対象経費を除いた額の2分の1という形になっております。次に、節10の障害者自立支援医療費負担金でございます。236万8,000円の新たな増額でございます。こちらも歳出で先ほど自立支援医療費で増額をさせていただきましたが、それに伴うものでございます。次に、節12の養育医療費の負担金でございます。14万円の増額の補正でございますが、こちらも先ほどの歳出で説明させていただきましたように、養育医療費の助成事業に伴うものでございます。

次に、款14の県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金でございます。節2の児童福祉費県負担金でございますが381万5,000円、こちらにつきましても保育所の運営費負担金、県の負担分を受け入れる予定とするものでございます。次に、節13の障害者自立支援給付費負担金でございます。867万7,000円でございますが、内訳につきましては、先ほどの国費と同じように介護給付費に関する部分、こちらにつきましても先ほど歳出でも御説明いたしましたが、それに対します、こちらは4分の1の割合でございます。それと自立支援医療費でございますが、こちらも歳出で増額になった分の4分の1でございますが、受け入れるものでございます。次に、養育医療費の負担金でございます7万円を新たに受け入れるものでございますが、こちらも先ほど歳出で説明させていただきましたものに伴いまして、県からの負担金の受け入れを行うものでございます。

次に、同じく款14の県支出金、項2の県補助金、目2の民生費県補助金でございます。節2の児童福祉費県補助金でございますが、先ほども歳出の中で御説明させていただきましたように、平成27年の4月から始まります新たな子ども・子育て支援新制度の管理システム構築に要します委託料に関する補助金でございますが1,360万8,000円、こちらは新たに補助金として受け入れる予定をするものでございます。

次に、目3の衛生費県補助金でございますが、節1の衛生費県補助金605万7,000円の減額を行うものでございます。これにつきましては、妊婦健康診査費の公費負担拡充交付金ということで、今まで妊婦の方が医療機関を受けられたときに診査費用として町から交付しておったものでございますが、平成25年度分より地方交付税の算入となったものでございまして、そうい

ったことから減額をさせていただくものでございます。ただし82万円につきましては、平成25年の2月、3月分につきましては、こちらは額を受け入れるものでございますので、その分につきましては減額の対象にはしないということでございます。

次に、款16寄附金、項1寄附金、目10の教育費寄附金でございます。先ほども歳出の中で説明をさせていただきましたように、300万円を受け入れるものでございますが、北中学校の教員の方が急遽、大変残念なことでございますが亡くなりまして、その遺族からの寄附金でございます。

次に、款18繰越金、項1繰越金、目1繰越金でございますが、節1繰越金で2,310万3,000円の補正を行うものでございますが、こちらにつきましては歳出の財源、並びに収支の均衡を図るものでございます。

次に、款19諸収入、項5雑入、目5の過年度収入でございますが、節2の過年度県支出金でございまして、こちらにつきましては31万9,000円を新たに県負担金過年度精算金として受けるものでございますが、平成24年度分の子ども手当、児童手当の県負担金の精算によるものでございます。

以上、議第76号 平成25年度垂井町一般会計補正予算(第4号)の補足説明とさせていただきます。

細部にわたり説明をさせていただきましたが、御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしく お願いをいたします。

議長(栗田利朗君) 住民課長 片岡兼男君。

〔住民課長 片岡兼男君登壇〕

住民課長(片岡兼男君) 私のほうからは、住民課の所管に係ります議第77号 平成25年度垂 井町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についての補足説明をさせていただきます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,758万6,000円を追加させていただきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億272万7,000円とするものでございます。

それでは、細部につきまして御説明をさせていただきます。

まずは、歳出の6ページをごらん願います。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節13委託料について246万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、保険基盤安定負担金申請用データ等改修業務委託料でございますが、国民健康保険の保険基盤安定負担金や調整等交付金に係ります交付申請用のデータの算定処理を、今までは岐阜県市町村行政情報センターというところに委託していたわけですが、来年度から当該情報センターに委託することができなくなりますので、当町の電算システムで処理をする必要となりましたので、当町の電算システムの改修に係ります委託料をお願いするものでございます。

次に、款2保険給付費、項1療養諸費の目5審査支払手数料、節12役務費でございますけれ

ども、12万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、診療給付件数が増加したことによりまして、診療費審査支払手数料とレセプト電算処理システム手数料に不足を来すことから、所要額の追加をお願いするものでございます。

続きまして、款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金及び還付加算金、節23 償還金、利子及び割引料についてでございますが、3,499万6,000円の増額補正をお願いするも のでございます。これにつきましては、過年度分の国県支出金返還金でございますが、平成24 年度分の療養給付費や特定健康診査負担金、保健指導負担金などの額が確定いたしましたので、 国及び県負担金の精算を行い、それぞれ償還するものでございます。

続きまして、歳入の5ページをごらん願います。

款10項1目1節1の繰越金の3,758万6,000円でございますが、前年度の繰越金により収支の 均衡を図った次第でございます。

以上、議第77号 平成25年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についての私からの補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。 議長(栗田利朗君) 健康福祉課長 中島健司君。

〔健康福祉課長 中島健司君登壇〕

健康福祉課長(中島健司君) 私のほうからは、健康福祉課所管に係ります議第78号 平成25年度不破郡介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)及び議第79号 平成25年度垂井町介護 保険特別会計補正予算(第1号)について補足説明をさせていただきます。

まず、議第78号 平成25年度不破郡介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)でございます。

今回の補正につきましては、4月の職員の異動に伴います差額分の人件費の減額でございます。

表紙の第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ393万2,000円を 減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,006万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、6ページの歳出でございますが、款1認定審査費、項1認定審査費、 目1認定審査費で393万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。

節 2 給料199万円、節 3 職員手当等で124万2,000円、節 4 共済費70万円をそれぞれ減額する ものでございます。

続きまして、5ページの歳入でございますが、款1分担金及び負担金、項1負担金、目1認定審査費負担金、節1認定審査費負担金162万3,000円の減額でございます。こちらは、平等割と65歳以上の人口割30%を関ケ原町の負担分として負担をしていただいておりますが、歳出の減額に伴い162万3,000円の減額を行うものでございます。

次に、款3繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金326万4,000円の減でございます。これは垂井町の負担分でございます。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金でございますが、こちらにつきましては、

財源の確保等収支の均衡を図るために95万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。 また、7ページでございますが、給与費明細書を添付しておりますので、お目通しをいただ きたいと思います。

続きまして、議第79号 平成25年度垂井町介護保険特別会計補正予算(第1号)について補 足説明をさせていただきます。

補正いたしますものは、介護保険特別会計で見ております人件費につきまして、4月の職員 の異動による人件費の補正をお願いするものでございます。

表紙第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ762万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億8,237万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては、6ページの歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費、目1 一般管理費で762万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。

節 2 給料400万円、節 3 職員手当等232万6,000円、節 4 共済費130万円をそれぞれ減額するものでございます。介護保険特別会計からの支出分、 2 名から 1 名にした差額分の人件費でございます。

次に、5ページの歳入でございますが、款9繰入金、項1一般会計繰入金、目2節1の事務 費等繰入金で762万6,000円の減でございます。人件費の財源として、一般会計から繰り入れと して計上しておりました分の減額でございます。

また、最終の7ページには給与費明細書を添付しておりますので、お目通しをよろしくお願いいたします。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長(栗田利朗君) お諮りいたします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、 これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第73号から議第79号までの各議案は、精読のため審議を延期することに決定しました。

日程第3 不破消防組合議会議員の補欠選挙

議長(栗田利朗君) 日程第3、不破消防組合議会議員の補欠選挙を行います。

本選挙は、不破消防組合議会議員に欠員が生じたため、1人を選挙するものであります。 お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法で行いたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。 お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

不破消防組合議会議員に、丹羽豊次君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました丹羽豊次君を不破消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました丹羽豊次君を不破消防組合議会議 員の当選人とすることに決定しました。

ただいま不破消防組合議会議員に当選されました丹羽豊次君が議場におられますので、本席から会議規則第28条第2項の規定による当選の告知をいたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。 午前10時21分 散会 上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 栗 田 利 朗

会議録署名議員 丹 羽 豊 次

会議録署名議員 小 林 敏 美

| - | 2 | 2 | - |
|---|---|---|---|
| | | | |